(証券コード2354)
平成29年５月29日

株　主　各　位

北九州市八幡西区東王子町５番15号
安川情報システム株式会社
代表取締役社長　諸　星　俊　男

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月12日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1　日　　時　平成29年６月13日（火曜日）午前10時から

2　場　　所　北九州市八幡西区東曲里町３番１号
ホテルクラウンパレス北九州 ダイヤモンドホール

3　株主総会の目的事項

報 告 事 項　第40期（平成28年３月21日から平成29年３月20日まで）

1　事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2　計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役４名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.ysknet.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきました。何卒ご理解の程よろしくお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告　（平成28年３月21日から平成29年３月20日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、総じて緩やかな回復基調となりましたが、新興国経済の減速、英国のEU離脱問題や米国新政権の政策運営の動向等、先行き不透明な状況にありました。

当社グループの属する情報サービス業界では、製造業や流通業等の基幹システムへの投資等企業のIT需要は堅調に推移してまいりました。また、クラウドやビッグデータ、IoT、AI等の技術のビジネス分野への利活用拡大が期待されております。

このような環境において、当社グループでは、それらのニーズを確実に捉えるべく、パートナー企業様と協業し、グローバルな製品・機器のライフサイクルマネジメントを支援するIoTサービスの提供や、ビッグデータやAIを活用した故障予知サービスの提供等、IoT分野での受注拡大に積極的に取り組んでまいりました。

また、当社グループは2016年度から2018年度までの中期経営計画「Challenge for Excellence」を策定し、そのスタートの年として、ビジネスモデルの変革とコスト構造改革の推進により強靭な企業体質を実現し、将来への成長基盤固めに努めてまいりました。

具体的には、IoTデザインセンター等を活用した顧客への提案、新製品等のプロモーション強化、サービスのメニュー化等により、受注拡大に努めました。

また、先端AI技術、AR/VR技術を駆使した製品開発等、技術力の強化に取り組みました。

さらに、事業の見直しやコスト削減といった事業構造、コスト構造改革を実行し、経営体質の改善に努めました。

当連結会計年度の業績は、受注高は132億61百万円（前連結会計年度比14.3%増）、売上高は134億21百万円（同9.3%増）となりました。

損益面では、健康保険者向けシステム構築における採算の改善やコストダウン方策等により営業利益８億78百万円（前連結会計年度は営業損失５億40百万円）、経常利益８億76百万円（前連結会計年度は経常損失５億33百万円）となりました。また、利益増により税務上の繰越欠損金の解消時期が早期化したことに伴い、当該繰越欠損金にかかる繰延税金資産を計上したことや平成28年12月20日付で安川情報エンベデッド株式会社の全株式を譲渡した影響等もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は７億11百万円（前連結会計年度は親

会社株主に帰属する当期純損失12億71百万円）となりました。

当社は、平成21年度より誠に不本意ながら無配となり、株主の皆さまには大変ご迷惑をおかけしてまいりましたが、全社一丸となって収益力の回復、財務体質の改善に努め、早期に復配を目指した結果、当連結会計年度はお陰様をもちまして復配する予定となりました。
今日までの株主の皆さまのご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申しあげるとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

事業別の概況は、以下のとおりです。

【ビジネス・ソリューション事業】
当事業では、ERPソリューションや株式会社安川電機グループのIT投資は若干減少しましたが、移動体通信事業者向けシステム開発は増加しました。
その結果、受注高は54億20百万円（前連結会計年度比11.1%増）となり、売上高は52億10百万円（同7.8%増）となりました。

【組込制御ソリューション事業】
当事業では、製品組込や医療機器向けソフト開発は減少しましたが、倉庫物流や生産ライン管理等のFAシステム構築、IoT/M2Mソリューションや制御システム構築は増加しました。
その結果、受注高は44億４百万円（同11.1%減）となり、売上高は52億59百万円（同3.3%増）となりました。

【医療・公益ソリューション事業】
当事業では、事業領域の見直しにより、医療機関向けソリューションサービスは減少しましたが、健康保険者向けシステム構築は大幅に増加し、インターネット・セキュリティ関連製品も増加しました。
その結果、受注高は34億36百万円（同94.8%増）となり、売上高は29億51百万円（同25.6%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、海外経済の緩やかな持ち直しを受け、景気は緩やかな回復傾向を維持するものの、米国新政権の政策動向等の影響により、景気は先行き不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループの属する情報サービス業界では、あらゆる産業においてクラウドやビッグデータ、IoT、AI等の技術のビジネス活用に向けたIT投資は今後更に活発になると思われます。

このような環境の中で、当社グループは、中期経営計画「Challenge for Excellence」の中間年として、以下のとおり方針を掲げ、成長のための諸施策を確実に実行するとともに、経営計画の必達にまい進してまいります。

① 営業力強化と、IoT事業の成長およびサービス・ビジネスの確立による受注拡大
コンサルティングを基軸とした案件獲得と収益の拡大、成長戦略を軸とした事業拡大への取り組みを図ってまいります。

② 他社を凌駕する技術の開発
IoT、AI、セキュリティ、ビッグデータ解析技術を確立し、製品・ソリューションへ展開するとともに、海外ベンチャー企業等も含めた新技術の開拓を行い、生産性向上に向けたソフトウェア開発の基盤となるメソドロジーの確立を図ってまいります。

③ 企業体質改善による高収益企業への転換
コスト構造改革、採算改善活動を継続し、企業体質改善を図ってまいります。

④ 働き方改革およびダイバーシティ推進による従業員のモチベーション向上、組織活性化
従業員のモチベーション向上に向けた働き方改革やダイバーシティの取り組みを更に推進し、組織の活性化を図ってまいります。

全社一丸となって努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は２億89百万円であり、開発生産性の向上やコストパフォーマンスの改善を目的とした開発用機器の導入、社内情報ネットワーク関連および基幹システム構築等に対する設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

上記設備投資の資金につきましては、自己資金を充当しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分＼年度	平成25年度（第37期）	平成26年度（第38期）	平成27年度（第39期）	平成28年度（第40期［当連結会計年度］）
受注高（百万円）	13,841	12,941	11,600	13,261
売上高（百万円）	13,760	12,918	12,275	13,421
営業損益（百万円）	124	226	△540	878
経常損益（百万円）	129	226	△533	876
親会社株主に帰属する当期純損益（百万円）	64	87	△1,271	711
1株当たり当期純損益（円）	3.56	4.85	△70.62	39.51
総資産（百万円）	9,385	9,068	6,427	7,538

（注）1　△は損失を示します。
　　2　1株当たり当期純損益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社安川情報九州	20百万円	96.67%	ソフトウェア開発

（注）1　特定完全子会社に該当する子会社はありません。
　　2　安川情報エンベデッド株式会社は、当社が保有する同社の株式の全部を平成28年12月20日付で株式会社テクノプロへ譲渡したことに伴い、同社を連結子会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容（平成29年３月20日現在）

当社グループは、当社および連結子会社１社で構成され、情報システムの構築・運営、情報処理ソフトウェアの開発・販売等の情報処理サービスの提供を行っております。

当社グループは、ビジネスシステムの構築やサービスを主体とした「ビジネス・ソリューション事業」、組込ソフトウェアや制御システムの受託開発を主体とした「組込制御ソリューション事業」、医療機関や自治体等の公共機関向けのソリューションやサービスの提供を主体とした「医療・公益ソリューション事業」の３事業を展開しております。

【ビジネス・ソリューション事業】
- 企業向け基幹システム（販売管理／生産管理／購買管理／計数管理等）の構築
- 移動体通信事業者向けシステム（携帯電話の加入者管理／計数管理）開発
- ネットワーク／システム基盤の設計・開発
- アウトソーシングサービス（運用・保守等）
- インターネットサービス（受発注仲介システム等）

【組込制御ソリューション事業】
- 医療機器（レントゲン機器／人工透析器等）の制御用ソフトやアプリケーションソフトの開発
- 製品（産業機械や家電製品等）組込ソフトの開発
- 産業用／公共用の制御系アプリケーションシステム（自動倉庫の入出庫・搬送管理／上下水道の流量・水質管理等）の構築
- IoT／M2Mソリューションの構築
- 遠隔監視システム（BEMS／FEMS等の環境エネルギーシステム）の構築

【医療・公益ソリューション事業】
- 健康保険者向けソリューションシステムサービスの提供
- 自治体向け情報通信基盤（地域WAN／施設内のLAN）の構築・運営
- セキュリティ関連製品（セキュリティ対応型サーバ／セキュリティ関連ソフト等）

（8）主要拠点等（平成29年３月20日現在）

安川情報システム株式会社	本　　社	北九州市八幡西区東王子町５番15号
	支社･支店	東京本社（東京都港区）
		大阪支店（大阪府吹田市）
	事業所等	開発センタ（川崎市麻生区）
		埼玉事業所（埼玉県入間市）
株式会社安川情報九州	本　　社	北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号 アジア太平洋インポートマート６階

（9）従業員の状況（平成29年３月20日現在）

従業員数（前期末比増減）
６１３名（７１名減）

（注）従業員数は、当社グループ（当社および連結子会社）から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

（10）主要な借入先（平成29年３月20日現在）

当連結会計年度の所要資金は自己資金を充当しました。

なお、当連結会計年度末における借入金残高はありません。

2　会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

64,000,000株

(2) 発行済株式総数

17,999,696株
(自己株式304株を除く。)

(3) 株主数

6,939名
(前期比3,565名増)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社安川電機	6,940	38.56
三井物産企業投資 投資事業有限責任組合	3,599	20.00
安川情報システム従業員持株会	903	5.02
株式会社福岡銀行	260	1.44
日本証券金融株式会社	89	0.50
松井証券株式会社	85	0.47
大和証券株式会社	57	0.32
諸星俊男	56	0.31
立花証券株式会社	40	0.23
青沼謙一	40	0.22

(注) 1　持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　　 2　持株比率は、自己株式304株を控除して計算しております。

3　会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役（平成29年３月20日現在）

地　位	氏　名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	諸星俊男	
取締役 執行役員	久野弘道	管理本部長
取締役	南　善勝	株式会社安川電機　取締役常務執行役員生産・業務本部長
取締役	野口雄志	グリットコンサルティング合同会社　代表
監査役（常勤）	下園直登	
監査役	平山雅之	株式会社安川電機　経理部会計グループ長
監査役	大串秀文	西部電機株式会社　常勤監査役

（注）1　取締役南善勝氏および取締役野口雄志氏は、社外取締役であります。
2　監査役下園直登氏、監査役平山雅之氏および監査役大串秀文氏は、社外監査役であります。
3　監査役平山雅之氏は、株式会社安川電機において長年経理業務等を担当するなど、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
4　当社は取締役野口雄志氏および監査役大串秀文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5　平成28年６月10日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、取締役清水喜文氏、取締役石田聡子氏、取締役小笠原浩氏および取締役扇博幸氏は任期満了により、それぞれ退任いたしました。
6　平成29年３月３日をもって、取締役中田直樹氏は辞任いたしました。同氏の辞任時の重要な兼職は三井物産企業投資株式会社 代表取締役社長であります。
7　平成29年３月21日付で次のとおり異動がありました。

地　位	氏　名	担当または重要な兼職の状況
監査役	平山雅之	株式会社安川電機　経営企画本部経理部長

（ご参考）　当社では執行役員制度を導入しております。平成29年３月21日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

地　　位	氏　　名	担当または重要な兼職の状況
副社長執行役員	遠　藤　直　人	サービスビジネス本部長
常務執行役員	四　條　　満	営業本部長
常務執行役員	石　田　聡　子	業務改革推進本部長 業務改革推進本部情報化推進部長
執　行　役　員	玉　井　裕　治	第１ソリューション本部長
執　行　役　員	大久保　誠　二	第２ソリューション本部長
執　行　役　員	川　畑　洋　志	営業本部副本部長 営業本部ビジネスシステム営業統括部長
執　行　役　員	竹　原　正　治	マーケティング本部長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役（常勤を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約の内容の概要はつぎのとおりであります。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

（3）取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取　締　役	８名	70,176千円
監　査　役	３名	17,520千円
計 （うち社外役員）	１１名 （７名）	87,696千円 （21,270千円）

（注）上記の支給人数には、平成28年６月10日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名（うち社外取締役２名）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役南善勝氏および社外監査役平山雅之氏の重要な兼職先である株式会社安川電機は、当社株式の38.56％を保有しており、当社は同社の情報処理業務を受託しているほか、同社の製品に組み込まれるソフトウェア等を受託開発しております。

社外取締役中田直樹氏の重要な兼職先である三井物産企業投資株式会社は、三井物産企業投資投資事業有限責任組合の運営管理を行っており、同組合は当社株式の20.00％を保有しております。

社外取締役野口雄志氏の重要な兼職先であるグリットコンサルティング合同会社と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役大串秀文氏の重要な兼職先である西部電機株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中田直樹	平成29年３月３日に辞任するまでに当事業年度に開催した20回の取締役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
取締役	南善勝	平成28年６月10日開催の第39回定時株主総会で選任された後、当事業年度に開催した19回の取締役会のうち17回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	野口雄志	平成28年６月10日開催の第39回定時株主総会で選任された後、当事業年度に開催した19回の取締役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	下園直登	当事業年度に開催した22回の取締役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	平山雅之	当事業年度に開催した22回の取締役会のうち21回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した13回の監査役会のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	大串秀文	当事業年度に開催した22回の取締役会のうち20回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した13回の監査役会のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
②	当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1　監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務は委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める職務義務違反・任務懈怠等の項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

上記の場合のほか、会計監査人が適正な職務遂行が困難と認められた場合は、監査役会がその決議に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

(5) 会計監査人が過去２年間に業務の停止を受けた者である場合における当該処分にかかる事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分の対象

・新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月
（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分の理由

・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

5　業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として取締役会において決議し、定めております。

内部統制システムの運用状況については、以下のとおりであります。

取締役会は毎月開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の管理・監督機能を高めるため取締役会における審議の充実に努めております。

コンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制については、各々の会議体を定期的に開催するとともに、それぞれの対応部署で適宜、運用上見いだされた問題点等の是正・改善、関係者への研修を適宜行い、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

子会社については、当社の経理担当役員が子会社管理担当となり、「関係会社管理規程」に基づき管理を行うとともに、当社の取締役および従業員が子会社の取締役または監査役に就任し、子会社の取締役会に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜発言を行い、子会社の適正な業務運営の管理・監督を行っております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査の実効性を高めるため、法務・ＣＳＲ推進部、経理部の従業員による補助、取締役や使用人からの報告、取締役や使用人に対する聴取が円滑に行われるような取り組みを行っており、監査役会は、監査室（内部監査）や会計監査人と、各々の監査の役割・機能の実効性をあげるため緊密な連携をとっております。

内部監査については、社長直属の専任である内部監査担当１名他兼務の内部監査担当３名が、毎年、重点監査テーマを定め、監査実施計画を策定のうえ、社内の全部門を対象に書面監査や実地監査を実施しています。

内部統制システムの概要については、以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程に定める決定事項の審議・決定や報告事項の報告を通じて、取締役が法令および定款その他社内規程に適合した職務執行を行うことを管理・監督する。

② コンプライアンス行動規準を制定し、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

③　コンプライアンス推進委員会で、全社的なコンプライアンス活動の推進および全社的な問題への対応を検討・決定し、各本部長は各部門のコンプライアンス担当となり部門内のコンプライアンス活動の推進および問題への対応を図る。

④　取締役および従業員に対して、法令および定款その他社内規程に適合した職務執行がなされるように必要な研修を実施する。また、当社での重大な不祥事、事故が発生した場合には再発防止のために、速やかに研修を実施するとともに、社内電子掲示板や社内報等で啓蒙を図る。

⑤　社内通報制度を制定し、当社におけるコンプライアンスの問題を認知し、対応できるシステムを整備する。また、通報者の匿名性、権利保護を図るため社内通報窓口を外部専門機関に委託する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①　当社は、株主総会、取締役会、監査役会その他全社会議体の資料および議事録、事業報告、計算書類、附属明細書および監査報告書等の法令や定款で作成・保管が義務づけられているものや決裁申請書等の会社の重要な意思決定、重要な職務執行に関するものについて、法令、定款および文書管理規程に従い文書または電磁的媒体にて作成し、保存する。

②　前記の文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、輸出管理、知的財産権、災害等のリスクについては、それぞれの対応部署（事務局）で必要があると認めるときには規程の制定、研修の実施、マニュアル等の作成・開示を行う。また、重大な損害を与えるおそれのある場合には、当該対応部署（事務局）は速やかに代表取締役社長および経営会議へ報告する。

②　取締役および従業員に対してリスク管理・対応のための必要な研修を実施する。また、当社での重大な不祥事、事故が発生したもしくは発生するおそれがある場合には速やかに再発防止もしくは予防のための研修を実施するとともに、社内電子掲示板や社内報等で啓蒙を図る。

③　大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、代表取締役社長を対策本部長とし、各本部長と必要な人員で構成される危機管理対策本部を設置するなど危機対応のための組織を整備する。また、事前に危機対応マニュアルを整備し、危機発生時に迅速な対応を図る。

④　財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　変化の激しい経営環境に対し、機敏な対応を図るため執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を高め、経営および業務執行のスピードアップを図る体制を構築する。

②　Quarterly Business Review（QBR）において、経営目標を達成するための各事業の具体的方策を検討・決定する。

③　経営会議において、月次の予算・実績管理および経営、事業における重要事項について多面的かつ組織横断的に検討・決定する。

④　取締役会において、法令・定款に定める事項その他経営に関する重要事項について審議・決定し、取締役の職務執行が効率的に行われていることを管理・監督する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社において経営上重要事項を決定する場合には、当社および子会社の社内規程に基づき当社の事前承認を得るとともに、業務上重要な事項が発生した場合は、都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

②　子会社の経営目標については、連結経営の視点から必要に応じて当社の経営会議等の全社会議にて検討・決定する。また、子会社の業績については定期的に当社へ報告が行われ、必要な助言、支援等を行う。

③　当社の管理部門その他関係部門が、子会社のコンプライアンス活動やリスク管理について、必要な助言、支援等を行う。また、子会社で事故、災害、不祥事等が発生した場合には、危機対応のための助言、支援等を行う。

④　当社は、子会社を管理する担当役員を置くとともに、当社の取締役および従業員が子会社の取締役または監査役に就任し、子会社と協議、情報交換、必要な助言、支援等を行うことにより、当社グループ全体における業務の適正、効率性の向上を図る。

⑤　当社は、子会社を含めグループ全体のリスク管理体制の構築・維持を図るとともに、規程の制定、研修の実施、マニュアル等の作成など、当社に準じ、コンプライアンス体制の構築・運用を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役は、法務・ＣＳＲ推進部、経理部の従業員に監査業務に必要な事項を依頼することができる。

②　監査役により監査業務に必要な依頼を受けた従業員はその依頼に関して、取締役、部門長等の指揮命令や不当な制約を受けないものとする。

③　監査役の職務を補助するため、監査室長は監査役担当を兼任し、監査役の指示による調査権限を認める。なお、監査役担当としての職務遂行にあたっては専ら監査役の指示に従う。また、監査役担当の人事に関する事項の決定にあたっては、監査役の同意を得る。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　当社の取締役および従業員は当社の監査役に対して、取締役会、経営会議その他主要社内会議等を通じて、毎月の経営状況、内部統制システムの構築・運用状況、内部統制に関わる部門の活動状況、重要書類の内容、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項、リスク管理に関する重要事項等の報告を行う。

②　子会社の取締役、監査役および従業員は当社の監査役に対して、グループ監査やその他必要に応じ、経営状況、内部統制システムの構築・運用状況、内部統制に関わる部門の活動状況、重要書類の内容、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項、リスク管理に関する重要事項等の報告を行う。

③　特に当社の監査役への個別の説明等が必要な場合は、当社および子会社の代表取締役社長、取締役および従業員から内容報告、もしくは監査役から当社および子会社の代表取締役社長、取締役および従業員へ内容を聴取できる体制を構築する。

④　当社および子会社の内部監査実施状況や社内通報窓口への通報状況・通報内容については、担当者から速やかに当社の監査役へ報告する。

⑤　社内通報制度における通報者と同様に、当社の監査役への報告や説明をしたことを理由としていかなる不利益も課さない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役と当社の代表取締役社長との間で、定期的に、情報および意見交換を行い、監査役監査の環境整備に努める。

②　監査役は、監査室と緊密な連携を保ち、必要があると認めるときには監査室に調査や追加監査の実施を求める。

③　監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報交換を行い、必要があると認めるときは会計監査人に報告を求める。

④　監査役の職務の執行について生じる費用または債務については、請求により会社は速やかに支払いまたは処理を行う。

6　会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表　(平成29年３月20日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,049,200**	**流動負債**	**2,956,666**
現金及び預金	1,542,625	支払手形及び買掛金	302,037
受取手形及び売掛金	3,439,209	未払金	942,748
商品及び製品	46,221	未払費用	1,176,866
仕掛品	513,990	未払法人税等	140,155
原材料及び貯蔵品	17,190	役員賞与引当金	3,300
繰延税金資産	332,739	その他	391,557
その他	157,805		
貸倒引当金	△583		
固定資産	**1,489,421**	**固定負債**	**3,226,649**
有形固定資産	**693,275**	退職給付に係る負債	2,990,299
建物及び構築物	239,569	役員退職慰労引当金	11,200
機械装置及び運搬具	1,655	繰延税金負債	953
土地	393,076	その他	224,196
その他	58,974		
無形固定資産	**462,905**		
ソフトウエア	284,033	**負債合計**	**6,183,315**
その他	178,871	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**333,240**	**株主資本**	**2,418,784**
投資有価証券	71,854	**資本金**	**664,000**
退職給付に係る資産	16,194	**資本剰余金**	**318,000**
繰延税金資産	38,705	**利益剰余金**	**1,436,883**
その他	206,485	**自己株式**	**△99**
		その他の包括利益累計額	**△1,073,888**
		その他有価証券評価差額金	**11,415**
		退職給付に係る調整累計額	**△1,085,303**
		非支配株主持分	**10,409**
		純資産合計	**1,355,306**
資産合計	**7,538,622**	**負債純資産合計**	**7,538,622**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （平成28年 3 月21日から 平成29年 3 月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		13,421,379
売上原価		9,831,960
売上総利益		**3,589,419**
販売費及び一般管理費		2,711,220
営業利益		**878,198**
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	738	
雇用助成金・奨励金	297	
保険解約返戻金	947	
その他	430	2,439
営業外費用		
支払利息	644	
売上債権売却損	2,458	
為替差損	1,194	
その他	0	4,298
経常利益		**876,339**
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	122,291	
システム導入契約譲渡益	20,000	142,292
特別損失		
固定資産除却損	102	
減損損失	5,387	
ゴルフ会員権評価損	80	
事業構造改善費用	89,308	94,878
税金等調整前当期純利益		**923,754**
法人税、住民税及び事業税	141,573	
過年度法人税等	25,940	
法人税等調整額	44,015	211,529
当期純利益		**712,224**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,107
親会社株主に帰属する当期純利益		**711,116**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （平成28年３月21日から平成29年３月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年３月21日残高	664,000	318,000	725,767	△99	1,707,667
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			711,116		711,116
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	711,116	—	711,116
平成29年３月20日残高	664,000	318,000	1,436,883	△99	2,418,784

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成28年３月21日残高	14,172	△1,458,306	△1,444,134	15,317	278,851
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					711,116
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,756	373,002	370,245	△4,907	365,338
連結会計年度中の変動額合計	△2,756	373,002	370,245	△4,907	1,076,454
平成29年３月20日残高	11,415	△1,085,303	△1,073,888	10,409	1,355,306

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記＞

1　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　１社

連結子会社名

㈱安川情報九州

当連結会計年度において、当社が保有する全株式を譲渡したため、連結子会社であった安川情報エンベデッド株式会社を連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び持分法適用の関連会社はありません。

3　会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

（イ）評価基準　…　原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（ロ）評価方法

商　品：移動平均法

仕掛品：個別法

貯蔵品：移動平均法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　…　定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）　…　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間（原則３年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…　リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注制作のソフトウェア等に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注制作のソフトウェア等のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

連結子会社については、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

連結子会社については、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

4 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年９月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成25年９月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

5 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「雇用助成金・奨励金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「雇用助成金・奨励金」は624千円であります。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1　有形固定資産の減価償却累計額　　1,027,562千円

2　損失が見込まれる受注制作のソフトウェア等に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金4,668千円を相殺表示しております。

＜連結株主資本等変動計算書に関する注記＞

1　当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式　　18,000,000株

2　剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年６月13日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	89,998千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たりの配当額	5.00円
基準日	平成29年３月20日
効力発生日	平成29年６月14日

3　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

＜金融商品に関する注記＞

1　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、資金調達は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券はすべて株式であり、これらについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	1,542,625	1,542,625	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,439,209	3,439,209	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	14,620	14,620	—
(4) 支払手形及び買掛金	(302,037)	(302,037)	—
(5) 未払金	(942,748)	(942,748)	—

(※) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 非上場株式（連結貸借対照表計上額57,234千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1	１株当たり純資産額	74円72銭
2	１株当たり当期純利益金額	39円51銭

＜重要な後発事象に関する注記＞

資本業務提携の解消

当社は、平成29年４月14日開催の当社取締役会において、三井物産株式会社の100％子会社である三井物産企業投資株式会社との間におきまして、平成26年７月16日付で締結しました資本業務提携契約を合意解約することを決議し、同日付で実行いたしました。

(1) 資本業務提携解消の理由

当社は、IoT/M2M等の新規事業分野において、三井物産グループがもつ営業ネットワークを活用し、当社の有する製品・ソリューションを販売していくことを目的として本資本業務提携契約を締結し、これに基づく業務提携により、販路開拓や、三井物産グループからの人材支援による当社事業の成長の加速を図ってまいりました。

このたび、IoT/M2Mの事業化も定着し、当社業績も当初に比べ回復・安定してきたことに伴い、本資本業務提携契約の両社の目的に照らして一定の成果を得たとの認識に至ったことから、本資本業務提携を解消することといたしました。

(2) 資本業務提携解消の内容

IoT/M2M等の新規事業分野を中心とした本資本業務提携について解消いたしました。

(3) 資本業務提携解消の相手会社の名称

三井物産企業投資株式会社

(4) 資本業務提携解消の日程

平成29年４月14日

(5) 今後の見通し

本資本業務提携の解消による当社の業績に与える影響は軽微です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

安川情報システム株式会社
取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　宏　文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渋　田　博　之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、安川情報システム株式会社の平成28年３月21日から平成29年３月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安川情報システム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表 （平成29年３月20日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**5,626,196**	**流動負債**	**2,763,731**
現金及び預金	1,320,757	買掛金	260,602
受取手形	157,873	未払金	1,053,222
売掛金	3,197,808	未払費用	981,359
商品	46,221	未払法人税等	115,833
仕掛品	469,754	未払消費税等	192,960
貯蔵品	17,190	前受金	107,382
前渡金	50,701	預り金	52,370
前払費用	31,852		
繰延税金資産	286,174		
その他	47,860		
固定資産	**2,260,628**	**固定負債**	**2,975,903**
有形固定資産	**662,071**	繰延税金負債	195,787
建物	213,803	退職給付引当金	2,561,632
構築物	1,846	長期前受金	218,483
機械及び装置	1,655		
工具、器具及び備品	51,689		
土地	393,076	**負債合計**	**5,739,635**
無形固定資産	**457,253**	**（純資産の部）**	
ソフトウエア	278,966	**株主資本**	**2,135,774**
ソフトウエア仮勘定	168,205	**資本金**	**664,000**
その他	10,082	**資本剰余金**	**318,000**
投資その他の資産	**1,141,303**	資本準備金	318,000
投資有価証券	65,854	**利益剰余金**	**1,153,873**
関係会社株式	19,500	利益準備金	70,790
長期前払費用	988	その他利益剰余金	1,083,083
前払年金費用	891,129	別途積立金	1,925,055
敷金	150,115	繰越利益剰余金	△841,972
その他	13,716	**自己株式**	**△99**
		評価・換算差額等	**11,415**
		その他有価証券評価差額金	**11,415**
		純資産合計	**2,147,189**
資産合計	**7,886,824**	**負債純資産合計**	**7,886,824**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成28年３月21日から平成29年３月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		12,578,919
売上原価		9,330,240
売上総利益		**3,248,679**
販売費及び一般管理費		2,441,674
営業利益		**807,004**
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	87,580	
その他	564	88,164
営業外費用		
支払利息	644	
売上債権売却損	2,141	
為替差損	1,194	3,981
経常利益		**891,187**
特別利益		
関係会社株式売却益	112,230	
システム導入契約譲渡益	20,000	132,230
特別損失		
固定資産除却損	102	
減損損失	5,387	
ゴルフ会員権評価損	80	
事業構造改善費用	89,308	94,878
税引前当期純利益		**928,539**
法人税、住民税及び事業税	96,443	
過年度法人税等	25,940	
法人税等調整額	50,253	172,637
当期純利益		**755,902**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （平成28年３月21日から平成29年３月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成28年３月21日残高	664,000	318,000	318,000
事業年度中の変動額			
当期純利益			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成29年３月20日残高	664,000	318,000	318,000

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年３月21日残高	70,790	1,925,055	△1,597,874	397,971	△99	1,379,871
事業年度中の変動額						
当期純利益			755,902	755,902		755,902
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	755,902	755,902	—	755,902
平成29年３月20日残高	70,790	1,925,055	△841,972	1,153,873	△99	2,135,774

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年3月21日残高	12,225	12,225	1,392,097
事業年度中の変動額			
当期純利益			755,902
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△810	△810	△810
事業年度中の変動額合計	△810	△810	755,092
平成29年3月20日残高	11,415	11,415	2,147,189

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

①評価基準　…　原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②評価方法

商　品：移動平均法

仕掛品：個別法

貯蔵品：移動平均法

2　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）　…　定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）　…　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間（原則３年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…　リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3　引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）受注損失引当金

受注制作のソフトウェア等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注制作のソフトウェア等のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

5　会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

＜貸借対照表に関する注記＞

1　関係会社に対する短期金銭債権		617,339千円
	短期金銭債務	218,940千円
	長期金銭債務	1,014千円

2　有形固定資産の減価償却累計額	1,006,235千円

3　損失が見込まれる受注制作のソフトウェア等に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金4,612千円を相殺表示しております。

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高

売上高	2,467,845千円
仕入高	1,276,684千円
役務提供料収入	110,968千円
営業取引以外の取引高	87,000千円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式	304株

＜税効果会計に関する注記＞

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

（繰延税金資産）	
たな卸資産評価損	5,579千円
減価償却費	5,393千円
未払金	3,103千円
未払費用	206,079千円
未払事業税	16,476千円
退職給付引当金	778,784千円
繰越欠損金	50,400千円
その他	22,813千円
繰延税金資産小計	1,088,631千円
評価性引当額	△724,789千円
繰延税金資産合計	363,841千円
（繰延税金負債）	
前払年金費用	△271,770千円
長期未収入金	△280千円
その他有価証券評価差額金	△1,404千円
繰延税金負債合計	△273,454千円
繰延税金資産純額	90,386千円

＜関連当事者との取引に関する注記＞

1　親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	㈱安川電機	被所有 直接 38.6%	ソフトウェアの受託開発等及び電気品等の仕入先 役員の兼任	ソフトウェアの受託開発及び計算事務等情報処理並びにシステム等管理運営受託等	2,412,217	売掛金	605,721

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）ソフトウェア開発等の販売に関する取引につきましては、見積書を提示のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

（注２）取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2　子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱安川情報九州	所有 直接 96.7%	ソフトウェアの開発委託先及び技術者の派遣受入 役員の兼任	ソフトウェアの開発委託等	1,269,159	買掛金 未払金 未払費用	59,583 131,010 5,269

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）ソフトウェア開発等の委託に関する取引につきましては、見積書を受領のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

（注２）取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1　１株当たり純資産額　119円29銭

2　１株当たり当期純利益金額　42円00銭

<重要な後発事象に関する注記>

資本業務提携の解消

当社は、平成29年４月14日開催の当社取締役会において、三井物産株式会社の100％子会社である三井物産企業投資株式会社との間におきまして、平成26年７月16日付で締結しました資本業務提携契約を合意解約することを決議し、同日付で実行いたしました。

(1) 資本業務提携解消の理由

当社は、IoT/M2M等の新規事業分野において、三井物産グループがもつ営業ネットワークを活用し、当社の有する製品・ソリューションを販売していくことを目的として本資本業務提携契約を締結し、これに基づく業務提携により、販路開拓や、三井物産グループからの人材支援による当社事業の成長の加速を図ってまいりました。

このたび、IoT/M2Mの事業化も定着し、当社業績も当初に比べ回復・安定してきたことに伴い、本資本業務提携契約の両社の目的に照らして一定の成果を得たとの認識に至ったことから、本資本業務提携を解消することといたしました。

(2) 資本業務提携解消の内容

IoT/M2M等の新規事業分野を中心とした本資本業務提携について解消いたしました。

(3) 資本業務提携解消の相手会社の名称

三井物産企業投資株式会社

(4) 資本業務提携解消の日程

平成29年４月14日

(5) 今後の見通し

本資本業務提携の解消による当社の業績に与える影響は軽微です。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

安川情報システム株式会社
取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　宏　文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渋　田　博　之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、安川情報システム株式会社の平成28年３月21日から平成29年３月20日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年３月21日から平成29年３月20日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月10日

安川情報システム株式会社　監査役会

監査役（常勤）　下　園　直　登 ㊞

社外監査役　平　山　雅　之 ㊞

社外監査役　大　串　秀　文 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

第40期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

株主の皆さまへの安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその金額

別途積立金　　1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、業績の改善が見られたこと並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は89,998,480円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月14日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 当社およびグループ会社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条に定める事業目的を追加するものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年３月21日から翌年３月20日までとしておりますが、当社グループは、経営計画の策定、業績管理、連結決算への対応など、経営及び事業運営の効率化を図るため、当社グループの決算期を毎年３月１日から２月末日までに変更いたしたく、現行定款第12条、第13条、第42条、第43条および第44条につき所要の変更を行うものであります。

また、この変更に伴い、第41期事業年度は、平成29年３月21日から平成30年２月28日までの11ヶ月８日間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(3) 役付取締役に取締役副社長を新設し、経営機能の一層の強化を図るため、現行定款第21条につき変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
(目　的) 第２条 本会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1 <u>情報処理システム</u>に関連するつぎの業務 (1)ソフトウェア開発の受託ならびに開発および販売 (2)パッケージ・ソフトウェアの開発および販売 (3)ハードウェア及びその関連ソフトウェアの製造、開発の受託ならびに製造、開発および販売 (4)ソフトウェア及びハードウェアの販売、リース、賃貸、保守ならびに輸出入	(目　的) 第２条 本会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1 <u>情報システム</u>に関連するつぎの業務 (1)ソフトウェア開発の受託ならびに開発および販売 (2)パッケージ・ソフトウェアの開発および販売 (3)ハードウェア及びその関連ソフトウェアの製造、開発の受託ならびに製造、開発および販売 (4)ソフトウェア及びハードウェアの販売、リース、賃貸、保守ならびに輸出入

現 行 定 款	変 更 案
2 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス	2 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
3 情報処理システムおよび情報通信システムに関連する運用管理および保守	3 情報システムおよび情報通信システムに関連する運用管理、保守、工事、コンサルティングおよびその他のサービス
（ 新　　設 ）	4 情報通信機器の製造、販売および保守
4 前各号に関連して使用される機械装置、事務用機器、付属品、部品関連消耗品の製造、販売、リース、賃貸ならびに輸出入	5 前各号に関連して使用される機械装置、事務用機器、付属品、部品関連消耗品の製造、販売、リース、賃貸ならびに輸出入
5 前各号に関する調査、研究、コンサルティングおよび教育	6 前各号に関する調査、研究、コンサルティングおよび教育
6 情報処理要員の派遣および教育	7 ＩＴエンジニアの派遣および教育
（ 新　　設 ）	8 古物の買取り、販売
7 前各号に付帯関連する一切の事業	9 前各号に付帯関連する一切の事業
第３条～第11条　　（省略）	第３条～第11条　　（現行どおり）
(基準日) 第12条 ① 本会社は、毎年３月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使をすることができる株主または登録株式質権者とすることができる。	(基準日) 第12条 ① 本会社は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使をすることができる株主または登録株式質権者とすることができる。

現 行 定 款	変　更　案
(招　集) 第13条 ① 定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ、随時招集する。 ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれを招集する。	(招　集) 第13条 ① 定時株主総会は、毎年５月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ、随時招集する。 ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれを招集する。
第14条～第20条　　(省略)	第14条～第20条　　(現行どおり)
(代表取締役および役付取締役) 第21条 ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条～第41条　　(省略)	第22条～第41条　　(現行どおり)
(事業年度) 第42条 本会社の事業年度は、毎年３月21日から翌年３月20日までの１年とする。	(事業年度) 第42条 本会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。

現 行 定 款	変　更　案
(期末配当金) 第43条　本会社は株主総会の決議によって毎年３月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	(期末配当金) 第43条　本会社は株主総会の決議によって毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
(中間配当金) 第44条　本会社は、取締役会の決議によって毎年９月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	(中間配当金) 第44条　本会社は、取締役会の決議によって毎年８月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
第45条　　（省略）	第45条　　（現行どおり）
（ 新　　設 ）	附則 第１条　第42条の規定にかかわらず、第41期事業年度は、平成29年３月21日から平成30年２月28日までの11ヶ月８日間とする。 第２条　第44条の規定にかかわらず、第41期事業年度の中間配当の基準日は、平成29年９月20日とする。 第３条　本附則第１条乃至本条は、平成30年２月28日をもってこれを削除する。

第３号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役４名全員が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	諸星俊男（もろほし　とし　お） （昭和28年８月24日生） 再任	昭和51年４月　富士通株式会社入社 平成17年10月　同社経営執行役 平成19年７月　EMCジャパン株式会社 代表取締役社長兼EMCコーポレーション本社副社長（オフィサー） 平成24年１月　日本NCR株式会社代表取締役社長兼CEO 平成27年３月　当社顧問 平成27年６月　当社代表取締役社長、現在に至る。	56,500株
		[取締役候補者とした理由] 諸星氏は、富士通株式会社の経営執行役やEMCジャパン株式会社および日本NCR株式会社の代表取締役社長を歴任されており、これまで培われた豊富かつ幅広い経験・見識をもとに、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくため、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	久野弘道（ひさの　ひろみち） （昭和35年９月18日生） 再任	昭和59年３月　株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社 平成24年９月　当社理事 平成25年６月　当社取締役執行役員 平成27年３月　当社取締役執行役員経理部長兼CSR推進本部長 平成28年３月　当社取締役執行役員管理本部長、現在に至る。	4,300株
		[取締役候補者とした理由] 久野氏は、株式会社安川電機で培われた豊富かつ幅広い経験・見識をもとに、当社の経営企画、経理、IR等の業務に携わる等、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	野口雄志（のぐち ゆうし） （昭和28年２月12日生） 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和46年４月　日本通運株式会社入社 平成９年４月　米国日通本社米州地域情報システム部長 平成18年10月　日本通運株式会社３PL部営業部長 平成19年４月　同社常務理事IT推進部長（CIO） 平成26年７月　グリットコンサルティング合同会社代表、現在に至る。 平成28年６月　当社取締役、現在に至る。	10,000株
		[社外取締役候補者とした理由] 野口氏は、日本通運株式会社ならびに同社グループ、グリットコンサルティング合同会社で培われた豊富かつ幅広い経験・見識等をもとに、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	
4	岡村邦博（おかむら くにひろ） （昭和40年11月９日生） 新任 社外取締役候補者	昭和63年３月　株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社 平成29年３月　同社生産・業務本部情報システム部長、現在に至る。	—
		[社外取締役候補者とした理由] 岡村氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、株式会社安川電機で設計、製品企画、営業、生産管理等の業務に携わる等、これまで培われた豊富かつ幅広い経験・見識等をもとに、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくため、社外取締役候補者といたしました。	

（注）１　取締役候補者岡村邦博氏は、略歴にて記載のとおり株式会社安川電機の生産・業務本部情報システム部長であり、同社は当社株式を6,940千株（持株比率38.56%）保有しており、当社は同社の情報処理業務を受託しているほか、同社の製品に組み込まれるソフトウェア等を受託開発しております。

２　その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３　取締役候補者野口雄志氏および岡村邦博氏は社外取締役候補者であります。また野口雄志氏は東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の要件を満たしていると判断しております。

４　社外取締役候補者の社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

（1）社外取締役候補者の独立性について

①　野口雄志氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって１年となります。

②　岡村邦博氏は、当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。

③　野口雄志氏は、現在または過去５年間において、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。

④　野口雄志氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、監査役その他これらに類する者としての報酬等を除く）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

⑤　岡村邦博氏は、現在及び過去５年間において当社の特定関係事業者である株式会社安川電機の業務執行者であり、過去２年間において使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。

⑥　野口雄志氏および岡村邦博氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、野口雄志氏との間で当該責任限定契約を締結しております。本議案で同氏が選任された場合、当該責任限定契約の締結を継続する予定であります。また、岡村邦博氏が選任された場合、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約の内容の概要はつぎのとおりであります。

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって社外監査役下園直登氏は辞任されますので、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、つぎのとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
城戸重信（きど しげのぶ） (昭和31年５月21日生) 新 任	昭和55年 ３ 月　株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社 平成11年 ３ 月　当社へ転籍 平成16年 ６ 月　当社取締役 平成21年 ３ 月　当社取締役品質保証本部長 平成22年12月　当社取締役制御ソリューション本部長兼品質保証本部長 平成24年 ６ 月　当社執行役員 平成25年 ６ 月　当社常務執行役員 平成28年 ３ 月　当社常務執行役員技術本部長 平成29年 ３ 月　当社顧問、現在に至る。	―
	[監査役候補者とした理由] 城戸氏は、当社で取締役および常務執行役員を務めたのち、現在は当社の顧問に就いており、これまで培われた豊富かつ幅広い経験・見識等を、当社の監査体制に活かしていただくため、監査役候補者といたしました。	

(注)　監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第５号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションにつきまして、平成27年６月12日開催の第38回定時株主総会にてご承認いただき、今日に至っておりますが、中長期的な企業価値および株主価値の向上へ、取締役全員が各々の役割を意識し、貢献意欲を更に高めるため、あらためて社外取締役を含む全ての取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与できるものといたしたく存じます。

なお、平成14年６月13日開催の第25回定時株主総会決議においてご承認いただいている取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人給与相当分を除く）である月額10百万円とは別枠として、取締役（社外取締役含む。）に対して割り当てる株式報酬型ストック・オプションの新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）に設定いたします。

当社取締役の人数は、第３号議案が原案どおりご承認が得られますと、４名（うち社外取締役２名）となります。

また、本議案が承認されますと、上記の第38回定時株主総会にてご承認いただきました取締役に対する株式報酬型ストック・オプションにつきましては廃止いたします。

１．新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

(1) 新株予約権の総数

各事業年度において1,500個（うち社外取締役分は150個）を年間の上限とする。

(2) 目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、100株とする。

ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率)

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合など、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3．新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

4．譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5．新株予約権の払込金額

新株予約権１個あたりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック･ショールズ･モデルの公正な算定方式により算定された新株予約権の公正な評価額とする。

6．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役及び監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から５年以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。

7．その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

[ご参考]当社執行役員に対しても、取締役と同様に株式報酬型ストック・オプションとして、上記１.(2)ないし７.と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割当てる予定です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内略図

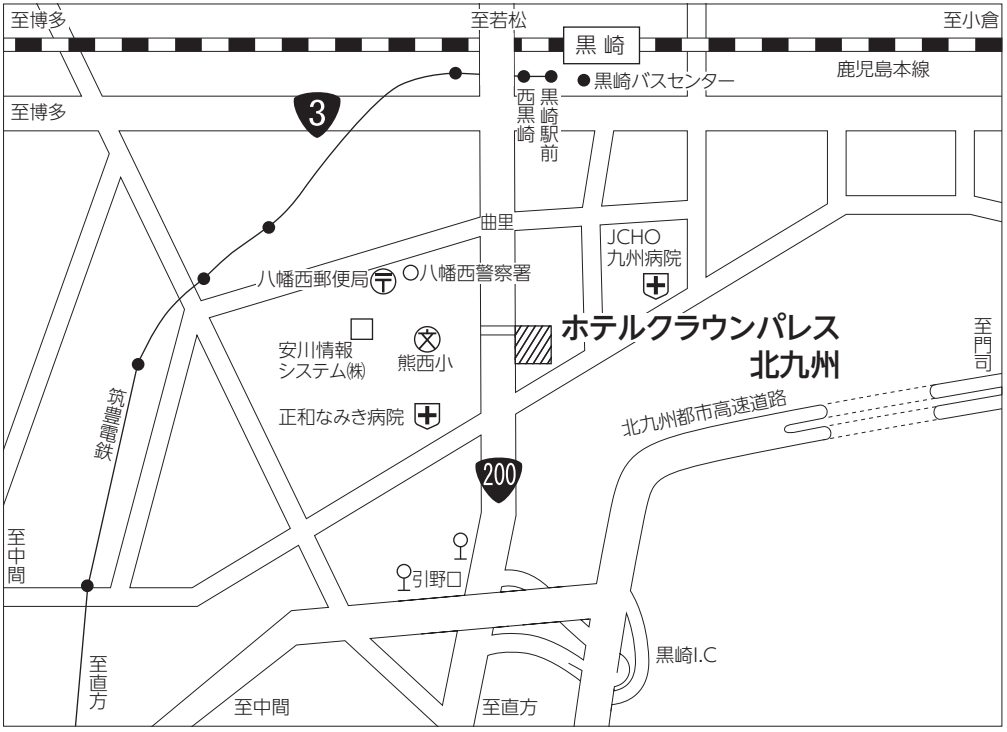

会場　ホテルクラウンパレス北九州
ダイヤモンドホール
北九州市八幡西区東曲里町３番１号
TEL（０９３）６３１-１１１１

JR線／鹿児島本線黒崎駅から徒歩15分
車／北九州都市高速道路 黒崎I.C.から５分
バス／黒崎バスセンターから６分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915